

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	注射済票の再交付	
根拠法令・条項	狂犬病予防法施行令第3条	
所 管 課	健康福祉局 保健所 動物指導センター	
審 査 基 準	<p>市町村長は、注射済票を亡失し、又は損傷した犬の所有者から注射済票の再交付の申請があつたときは、注射済票を交付しなければならない。（狂犬病予防法施行令第3条）</p> <p>犬の所有者は、注射済票を亡失し、又は損傷したときは、その事由を書き、注射済証を提示し、かつ、損傷した場合にはその注射済票を添えて市町村長に申請して再交付を受けなければならない。（狂犬病予防法施行規則第13条）</p> <p>省令第6条第1項又は第13条第1項の規定による申請は、鑑札・注射済票再交付申請書(様式第4号)によらなければならない。（堺市狂犬病予防法施行細則第4条）</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即日
	標準処理期間を設定できない理由	